

ふりがな			
5 設置場所			
6 許可の番号		7 許可の年月日	
備考			

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

- 注 1 不要の文字は抹消すること。
- 2 同一の通信系統に属する送信設備の数を記載すること。
- 3 印を付けた欄は、記載しないこと。
- 4 1の(1)から(7)までの欄は、申請に係る設備の記載内容が同一のものについては、設備の別が分かるように一括して記載することができる。
- 5 1の(1)の欄は、使用する周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、搬送波が拡散される周波数の範囲とする。)を「4 MHzから28MHzまで」のように記載すること。
- 6 1の(5)から(7)までの欄の記載は、次によること。
- (1) 1の(5)の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロアンペアを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかつこを付して記載すること。
- (2) 1の(6)の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかつこを付して記載すること。
- (3) 1の(7)の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。
- (4) (1)から(3)までの記載に当たつては、設備規則第60条第2号の(1)の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。
- 7 1の(8)の欄は、1の(1)から(7)までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。
- 8 2の欄は、第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合はその旨を記載し、又はその他参考となる事項を記載すること。
- 9 3の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
- 10 4の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 11 5の欄は、「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
- 12 6及び7の欄は、変更の許可の申請又は届出の場合に限り許可状の記載事項により記載すること。
- 13 変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所(いずれも変更があつた場合はその変更後のもの)を記載するほか、変更後の事項を記載すること(工事設計に変更があつた場合は、1の(8)の欄は必須とする。)
- 14 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 15 添付書類の写しは、この様式に定める規格の用紙とする。

附 記

116細令世 446604の選にたね°



○総務省電波利用促進法第十九号

電波法施行規則(昭和十五年電波利用促進法(現行第十四号)第四十六条第一項(第四十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、平成十四年総務省告示第五百四十四号(電波法利用設備の型式についての型名の申請方法及び添付書類の様式等を定める件)の1部を次のように改正する。)

平成十八年十月四日

総務大臣 柳 肇

第一項中「特別搬送式デジタル伝送装置」を「特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備」、「特別搬送式デジタル伝送装置」を「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」に改める。

第二項中「2」を「2及び3」に改める。

3 広帯域電力線搬送通信設備の場合

設 計 書		整 理 番 号	
		指 定 番 号	
1 型式名		2 製造業者名	
3 搬送波の周波数又は拡散範囲			
4 伝導妨害波の電流			
5 伝導妨害波の電圧			
6 放射妨害波の電界強度			
7 添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真 (2) 接続図 (3) 取扱説明書		
8 参考事項			
試 験 成 績 表		9 製造番号	
		10 製造年月日	
11 搬送波の周波数又は拡散範囲			
12 伝導妨害波の電流			
13 伝導妨害波の電圧			
14 放射妨害波の電界強度			
15 測定条件等			

短 辺 (日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(2) 3の欄は、搬送波の周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあつては、拡散範囲とする。)の設計値を「4 MHzから28MHzまで」のように記載すること。